

議案第54号関連資料

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

1 制度の概要（一部改正部分）

(1) 内部公益通報について

市職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付けた公益監察員が調査等を実施し、市長等に結果を報告するもの。

(2) 不利益取扱いの申出について

市職員等が内部公益通報をしたことを理由に不利益取扱いを受けたと思料するとき、公益監察員が当該市職員等から申出を受け、調査等を実施し、市長等に報告をするもの。

2 改正の目的

公務及び市政に対する市民の信頼を確保すること、及び公正かつ民主的な市政の運営を図ることという条例の目的（第1条）に照らして、内部公益通報制度の適正な運用を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

3 改正の概要

(1) 内部公益通報について

ア 内部公益通報要件の具体化（第2条第8号関係）

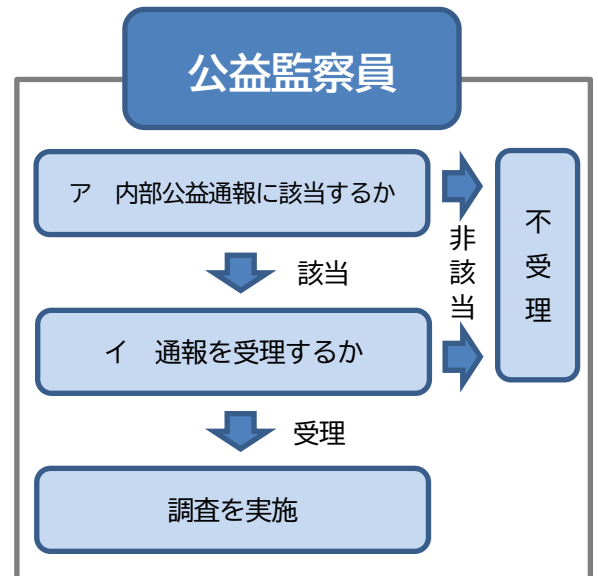
現行条例において「不正の目的」による通報は内部公益通報に該当せず不受理としているところ、条例の目的に照らし当該要件をより具体化することで、制度の適正な運用を図る。

イ 内部公益通報の不受理要件の具体化（第15条関係）

裁判所による訴訟手続や行政不服申立などの紛争処理に係る手続において解決を図ることが適当と認められる場合等は、条例の目的に照らし不受理とすることで、他の機関の権限との調整を図る。

(2) 不利益取扱いの申出について

内部公益通報に準ずる改正をすることにより、制度の適正な運用を図る。



4 他市の状況

内部公益通報について、横浜市、神戸市などが上記3(1)と同旨の具体化を行っている。

また、不利益取扱いについて、横浜市では不利益取扱いの不受理要件として上記3(2)と同旨の具体化を行っている。

5 施行日

公布の日から